中小企業の経営者、勤労者の皆さんを応援します

越前町の産業の活性化や町民の皆さんの生活の安定を図るため、中小企業や勤労者の皆さんを支援するさまざまな制度融資があります。ぜひ、積極的にご利用ください。

◎中小企業者向け利子補給制度

- 1. 金融機関からの融資にかかる利子補給
- 2. 新たに創業するために、金融機関から融資を受けたことにかかる利子補給

◎中小企業退職金共済制度加入促進補助制度

| 制度名 | 商工業育成資金利子補助制度 | 創業支援対策事業利子補給制度 | 中小企業退職金共済制度 加入促進補助制度 |
|------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 補助対象 | 1 町内で同一事業を1年以上経営し | 1 資本金若しくは出資金3,000万円以下また | 1 町内に事業所を有する中小企業者 |
| | ていること。 | は従業員が 100 人以下の会社および個人。 | 2 雇用する従業員について、「中小企 |
| | 2 町内の商工会員、越前焼工業協同組 | 2 町内の商工会員で、国、県及び公庫などの | 業退職金共済制度」に新たに加入 |
| | 合及び準組合員であること。 | 制度資金又は金融機関の融資を受けている | し、契約の日の属する月から起算し |
| となる人 | 3 申請時において納期到来した町税 | 人で商工会の審査を得たもの。 | て 12 か月分の掛金を納入した人。 |
| | を完納していること。 | 3 町内に本社又は本店を有するもの。 | |
| | 4 町の健全な発展に貢献していると | 申請時において納期到来した町税を完納し | |
| | 認められること。 | ていること。 | |
| [.N. m] . 1 . As | 福井県制度資金 | 1 店舗または工場の新設および運転資金、設 | |
| 補助対象 | 日本政策金融公庫 | 備資金。 | |
| となる | 福井県商工貯蓄共済制度資金 | 2 新規部門の導入を行う店舗または工場の増 | |
| 制度資金 | | 築または新築および運転資金、設備資金。 | |
| | 借入金額の 0.3%以内 | 融資を受けた資金に対する支払利子額の1/2 | 契約締結時の共済掛金月額の 12 か月分 |
| 4月7.始处婚 | (一事業者の借入限度額は、1,000 万円 | ○新規事業:借入限度額3,000万円 | の 20% |
| 利子補給額 | まで) | 利子補給限度率 4% 3年間 | |
| 補助金の額 | | ○新 部 門:借入限度額1,000万円 | |
| | | 利子補給限度率 3% 2年間 | |
| 申請書 | 商工会員・・・越前町商工会 | 越前町商工会 | 町商工観光課 |
| 提出先 | 越前焼工業協同組合員、準組合員・・・ | | 中退共ホームページ |
| | 越前燒工業協同組合 | | http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/ |
| 提出期限 | 平成 25 年 | 平成 25 年 1 月 31 日 (木) | |
| | | | |

問合せ先 商工観光課 電話 34-8720

◎個人向け

勤労者生活安定資金

| 到刀名工作女化真立 | | | | | | | |
|---|-------|---|-----------------|------------|--|--|--|
| 補助対象となる人 | | 1 町内に住所を有していること。 2 企業などに勤務し、賃金、給料などで生計を維持している労働者 | | | | | |
| このようなときに ご利用ください | | 教育資金や生活に必要な物資を購入するとき 借入れ限度額 150万円 | | | | | |
| 取扱い金融機関 | 北陸労働金 | 庫 丹南支店 | 越前市芝原 4 丁目 7-40 | 電話 22-0648 | | | |
| http://hokuriku.rokin.or.jp/services/loan/index.shtml | | | | | | | |